

最低制限価格の算出方法についての補足説明

公告No.：192

工事名：黒田町土地改良工事（揚水機工）

○算出方法

算出方法は「⑥機械設備製作・据付工」（上下限なし）及び「①一般土木工事」（上下限なし）を採用し、算出した費用（万円未満切り捨て）を合算した金額（上下限あり）とします。

※最低制限価格の算出にあたり、設計内訳表の「スクラップ」については、⑥機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く）において、下記のとおり取扱うものとします。

記

⑥機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く）

$$\begin{aligned} & \{ (\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.95 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.9 \\ & + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.8 \\ & + \text{一般管理費} \times 0.55 \} - \text{スクラップ} \end{aligned}$$

以上